

農地転用の届出

(平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号 農地法関係事務処理要領第4の5
改正平成28年8月16日28経営第1243号参照)

第1 届出の対象

市街化区域（都市計画法第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったものをいう。）内の農地転用については、あらかじめ農業委員会に届出することにより、法第4条・第5条の規定による許可を要しない。（法第4条第1項第7号、法第5条第1項第6号）

第2 届出の手続き（令第3条、令第10条）

届出をしようとする者は、届出書を農業委員会に提出しなければならない。

1 届出者

- (1) 法第4条の市街化区域内の農地を転用しようとする者
 - (2) 法第5条の市街化区域内の農地又は採草放牧地の権利を取得し転用しようとする者及びその者のために権利を設定又は移転しようとする者
- 単独で届出できる場合は、市街化区域以外の農地転用許可基準による場合と同じ

2 届出の記載事項（規則第27条、規則第51条）

(1) 届出書の様式

法第4条 要領様式例第4号の8

法第5条 要領様式例第4号の9

(2) 届出書の記載についての留意事項

- ア 届出者の住所は、現住所（住民票の住所）を記載すること。
- イ 譲渡人が2人以上ある場合は、農地転用許可申請書「別記注」に準じ別紙として添付すること。
- ウ 「被害防除施設の概要」欄には、予想される被害の内容及びその防除措置等について具体的に記載すること。
- エ 届出に係る事業が取水又は排水する場合には、「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄に用排水施設等について具体的に記載すること。

3 添付書類

(1) 届出に係る土地登記事項証明書（全部事項証明書）

- 当該土地の登記について、相続登記を了していない場合には、相続関係図及び戸籍謄本等相続のあったことを証する書面を添付すること。
- 当該土地の登記について、所有者の住所等の表示更正登記を了していない場合（現住所と登記簿上の住所が異なる場合等）には、戸籍の附票又は届出を受理する農業委員会が定めた書類を添付すること。

(2) 届出に係る土地の位置図

S=1:50,000~10,000 及び S=1:2,500程度

(3) 届出に係る農地等が賃貸借の目的になっている場合

- 法第18条の許可を要する場合は、許可を受けたことを証する書面
- 法第18条の許可を要しない場合は、合意解約など当該許可を要しないことを証する書面
- (4) 届出に係る転用行為が都市計画法第29条の開発許可を受けることを要する場合
 - 開発許可を受けたことを証する書面
- (5) その他
 - 農業委員会が届出書を審査するうえで必要と認め添付を求める書面

第3 農業委員会の処理

1 届出の受理

- (1) 届出書に受理日、番号を記入し、受付受理簿に記載する。
- (2) 届出書の記載事項及び添付書類について、次の事項について検討の上その届出が適法であるかどうかを審査して、受理又は不受理を決定する。
 - ア 届出に係る土地は、市街化区域内にあるかどうか。
 - イ 届出書の法定記載事項は記載されているか。
 - ウ 添付書類は具備されているか。
 - エ 届出に係る農地は賃貸借の目的となっていないか。
- (3) 届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を届出者に交付し、届出を不受理と決定したときは、理由を付して届出者に通知する。
- (4) (3)の処理をしたときは、その結果を受付処理簿に記載し、届出書を整理保管する。

2 事務処理にあたっての留意事項

(昭和44年10月22日44農地B第3230 最終改正平成10年11月1日10構改B1068参照)

- (1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、届出者に対し、届出が適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを説明し、受理通知書の交付があるまでは転用事業に着手できないことを周知する。
- (2) 農業委員会は、届出に係る事務処理に関し、次に掲げる場合を除き農業委員会の事務局長の専決処理とする等により迅速な事務処理を行う体制を整備するものとする。
 - なお、専決処理をする場合には、総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規定を作成しておくこと。
 - ア 届出に係る農地等の利用関係について現に紛争が生じている場合
 - イ 届出に係る農地等の転用に伴い周辺農業者の農業上の土地利用に悪影響を及ぼす等により紛争の生ずる恐れがある場合
 - ウ その他これに準ずる場合
- (3) 届出に係る農地が土地改良区の地区内にある場合、農地転用を行う旨の届出がなされたことを当該土地改良区に通知するものとする。

- 3 農業委員会は(2)により専決処理をしたときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告するものとする。